

〔学術論文〕

ノーマリゼーション原理に関する一考察

- その起源と本質的把握の試み -

A Study of the Principle of Normalization

- An Attempt to Grasp the Origin and Essence of Normalization -

水野和代*

Kazuyo Mizuno

要旨：

本論文の目的は、障害者福祉政策および、それに連動して障害児教育政策を突き動かしてきた思想であるノーマリゼーション原理の起源とその歴史的展開を明らかにし、ノーマリゼーション原理とは何かを本質的に把握することである。加えて、政治や経済といった社会的要因との関係を踏まえ、ノーマリゼーション原理の日本における動向を分析・考察する。

その結果、ノーマリゼーション原理の淵源は、デンマークの知的障害者の親の会の活動にあり、それは、知的障害者のごくあたり前の生活を国に求めたものであった。親の会という運動体と政策主体が協同し、法律を作り上げたことは、歴史的にも極めて画期的な出来事であるといえる。

また、知的障害者を対象として発展したノーマリゼーション原理の根底に流れるものは、人としての権利を奪われることへの抵抗であり、排除への闘いであることがわかったといえる。

今後は、ノーマリゼーション原理を文字通りの理論としてのみ理解するに留まらず、社会全体として認識の変革をはかり、いかに実践に移していくかに全てがかかっていることを主張した。

キーワード：ノーマリゼーション原理、知的障害者、バンク・ミッケルセン、ニルジェ、
ウォルフエンズベルガー

はじめに

近年、時代の変化に対応して、「インクルージョン¹」という新しい理念が、世界の障害者福祉政策および障害児教育政策の潮流となっている。そして、その歴史的展開を遡っていくと、1950年代に発祥した「ノーマリゼーション原理」にいきつくことが理解できる²。ノーマリゼーション原理、その実践概念である「インテグレーション³」、そしてインクルージョンの理論を体系的

* 名古屋市立大学大学院人間文化研究科博士後期課程

に理解するためにも、原点であるノーマリゼーション原理の本質的把握は欠くことができないプロセスであると考えらる。

1953年、デンマークの行政官であったバンク・ミッケルセン（Bank-Mikkelsen, N.E.）と知的障害者の親の会が協同し、社会大臣に提出した覚書を契機として、ノーマリゼーション原理が立ち現われてくる。そして、その原理は、1950年代後半から1990年代前半にかけて北欧から世界に拡がり、障害者福祉政策および障害児教育政策の中心的な理念となっている。また、ノーマリゼーション原理の根底には、異なる二つの思想がある。それは、北欧型のノーマリゼーション原理（バンク・ミッケルセンとニルジェ（Nirje, B.）に代表される⁴）と北米型のノーマリゼーション原理（ウォルフエンズベルガー（Wolfensberger, W.）に代表される⁵）であり、明確な区別がなされず、混同されるか、曖昧なまま理解されていることが多いといえる。また、政治や経済といった社会的要因との関係を踏まえた上で、ノーマリゼーション原理の本質的把握を試みた先行研究は十分ではないのが現状である⁶。

そこで、以上のことを踏まえて、本論文では、ノーマリゼーション原理の起源とその歴史的展開を明らかにし、体系的な理解を図る。加えて、政治や経済といった社会的要因との関係を考量し、ノーマリゼーション原理の日本における動向を分析・考察する。その上で、ノーマリゼーション原理の根底にある思想の本質的把握を試みることに、本論文の意義があると考えらる。

なお、本論文における「知的障害者」の表記は、知的障害児も含むものとする。

1. ノーマリゼーション原理の起源と歴史的展開

1-1. 「ノーマリゼーション」の言葉の起源

「Normalization（ノーマリゼーション）」とは、1953年にデンマークのバンク・ミッケルセンと知的障害者の親の会が協同して、福祉サービスの改善に対する親の会の要望をまとめ、社会大臣に提出した覚書のタイトルであるデンマーク語「Normalisering（ノーマリセーリング）」を英訳したものである⁷。また、ノーマリゼーションの用語を造ったのはスウェーデンのニルジェであり、1963年にノルウェーのオスロで行われた精神遅滞者（知的障害者）育成会の会議において、知的障害者サービスのあるべき理念と方向性を言い表すものとして、ニルジェがノーマリゼーションという用語を初めて使ったといわれている⁸。

「Normalization」に対する発音としては、イギリス発音の「ノーマリゼーション」とアメリカ発音の「ノーマライゼーション」の二通りがあり、日本では1995年の「障害者プラン・ノーマライゼーション7か年戦略」の様に、公的な文書においても「ノーマライゼーション」のアメリカ発音が採用されている。この理由について、岡崎幸友（2010）は「わが国へは北欧からのルートに加え、後にアメリカからのルートが加わり、結局二通りのルートで紹介されるようになったため、わが国における『normalization』定着期にあつては、文化的影響を色濃く受けているア

アメリカの読みである『ノーマライゼーション』のほうが広く浸透したのではないだろうか。⁹」と指摘している。つまり、広く国民が「Normalization」を知る契機となった1981年「国際障害者年（International Year of Disabled Persons）」の頃には、「ノーマライゼーション」のアメリカ発音が主流になったのである。また、どうして「Normalization」を日本語に訳さなかったのかという問いが浮かび上がる。このことについて、中園康夫（1978）は「normalizationの日本語訳として『常態化』とか『正常化』とかが考えられるが、いずれもその真意を伝えるものではない。あえて日本語に訳さない方がよいことばであると思う。¹⁰」としている。実際に、日本語に訳され、公的な文書や日常生活上で使用されていることはほとんどないといえる。「Normalization」の言葉それ自体が、我々の生活の中にそのまま流入したのである。

そこで本論文では、上記の考察に加え、「Normalization」は北欧で発祥した理念であり、提唱者であるバンク・ミッケルセンは英語で話をする時は「ノーマライゼーション」と発音していたこと¹¹、またその言葉の出発点に意味があり、言葉自体に知的障害者の親の会の想いが込められていることを踏まえた上で、本論文では「ノーマライゼーション」と表記することにする。

1-2. ノーマライゼーション原理の歴史的展開

先に述べた通り、ノーマライゼーションとは、1953年にデンマークのバンク・ミッケルセンと知的障害者の親の会が、福祉サービスの改善に対する親の会の要望をまとめ、社会大臣に提出した覚書のタイトルに淵源がある。当時、デンマークでは、知的障害者は地域社会から隔離された大規模収容施設での生活を強いられ、そこでの生活は人間としての尊厳を奪うものであったといえる。そのような状況下で、1951年から1952年にかけて知的障害者の親の会が結成され、収容施設や教育などの改革を求め、活動していたのである。その要望を、社会省にいたバンク・ミッケルセンがまとめ、1959年「知的障害者福祉法（以下、「1959年法」）」に反映させたのである。「1959年法」の目的は「知的障害者が可能な限り他の市民に近い生活を獲得できること¹²」であったといえる。中園（1981）は「1959年法」におけるバンク・ミッケルセンの定義するノーマライゼーションについて「児童においては『彼等の生まれた環境で生活し、遊び、幼稚園や学校に通学することを意味している』し、成人にあっては『両親の家から独立し、訓練や教育を受け、職業を求める権利』を意味している。また『余暇やレクリエーションもノーマルな生活には必要である』し、『精神遅滞児・者を可能な最善の方法で地域社会に統合するように試みる』ことを意味している。¹³」としている。つまり、ノーマライゼーションの初期概念は、知的障害者が他の市民が享受しているごくあたり前とされている権利を同じように享受できること、また、他の市民と同等の生活を送れるようになることを意味していたのである。

先に挙げた「1959年法」によって、ノーマライゼーション原理は世界で初めて公的に認められると同時に、知的障害者の市民的権利が保障され、彼等に対する社会福祉サービスが体系的に整備・

確立されたといえることができる¹⁴。この一連の流れは、行政官であるバンク・ミッケルセンの尽力によるところが多大であるといえるが、親の会という運動体と政策主体が協同し、法律を作り上げたことは、歴史的にも極めて画期的な出来事であり、この点については後節で詳しく分析したいと考える。さらに、バンク・ミッケルセンは、知的障害者に対する特別な法律が、知的障害者の否定的な面を特徴づける隔離という結果をもたらすとして批判し、それを受けて、1980年には全ての障害者に対する特別な法律は廃止され、一般の社会法が障害者を包括するものになったのである¹⁵。そして、この法律の最大の特徴は、障害者を表す全てのカテゴリーが消滅し、カテゴリーに基づいてサービスが提供されるのではなく、個人のもつニーズによってサービスが提供されるという考え方にシフトしたことにあるといえる¹⁶。1980年1月「社会サービス法」は施行され、同じ法律が障害のある人にも障害のない人にも等しく適用されることになったのである。まさに、法の下での平等、全市民に対するサービスが統合され、ノーマリゼーション原理に基づいた法律が完成したのである。この法律の制定以降、ノーマリゼーション原理は北欧諸国に広まり、知的障害者のための処遇改善の取り組みがなされるようになったのである。このように、初期のノーマリゼーション原理は、法の下での平等に結実したと考えることができる。

同時期に、バンク・ミッケルセンと同様に、北欧のノーマリゼーション原理を牽引したスウェーデンのニルジェは、バンク・ミッケルセンによるノーマリゼーション原理をどの国でも具体化できるようにし、1969年の論文で「知的障害者に社会の主流の基準や様式に可能な限り近い日常生活の様式や条件を提供することを意味する。」¹⁷と定義している。ニルジェの定義の最大の特徴は、表1の通り「ノーマリゼーション原理の8つの実践課題」を提示し、知的障害者の処遇環境が他の市民の生活から大きくずれていることを「ノーマル化」することを強く主張している点にある¹⁸。

表1. ノーマリゼーション原理の8つの実践課題¹⁹

<p>一日のノーマルなリズムの保障（起床・食事・就寝などの一日の生活リズム）</p> <p>ノーマルな生活上の日課の保障</p> <p>年間のノーマルなリズムの保障（休暇・旅行などの一年のサイクルで通常行われる行事）</p> <p>ライフサイクルにおいてノーマルな発達の経験をする機会の保障</p> <p>（幼児期・学齢期・青年・成人・老齢の各年齢段階におけるノーマルな経験や体験）</p> <p>選択・願いや要望の尊重</p> <p>社会のノーマルなパターンに則して、男女両性が存在する生活の保障</p> <p>所得保障によるノーマルな経済水準の保障</p> <p>病院や学校などの建築基準（規模、立地など）を社会での基準と同一にすること</p>
--

このように、ニルジェは、バンク・ミケルセンの主張したノーマリゼーション原理をより具体的な問題として捉え、ライフサイクルにおける発達段階でどのような実践が必要であるかという課題を提示したのである。中園(1981)は、ニルジェのノーマリゼーション原理の主張を「精神遅滞児・者が地域社会の人たちと、同じ生活環境のなかで生活してゆく、生活条件・環境条件をつくりあげてゆくと同時に、障害児が人生の初期からの発達過程を通して、人間として発達し、自立してゆくために経験しなければならない刺激や出来事、及び社会的学習の機会が適切にあたえられねばならないことを強調するのである。²⁰⁾」としている。つまり、ニルジェはライフサイクルにおける各発達段階に応じて、どのような支援が必要であるかを第一に考えているのである。今日、障害者の発達をライフサイクルを通して、個人の障害要因だけではなく、環境要因との関係で捉えることは一般的になっているが、1960年代に既にこの考えが主張されていたことは特筆すべきことであり、ノーマリゼーション原理は単なる「理念」ではなく、「実践」を展開するための最も重要な目的概念であることをここで主張したいと考える。

さらに注目に値するのは、ニルジェは「選択・願いや要望の尊重」を実践課題として取り上げていることである。それは知的障害者の「自己決定」を意味しており、選択・願いや要望を彼等自身で見出し、他者に伝える能力を身につけること、自己を肯定し、「自己決定」の自信や達成感を得ていくことなのである。知的障害者であるが故に奪われてきた社会経験の機会が提供され、実践の経験を積み重ねることによって、知的障害者が自立して生きていく道は切り拓かれていくのである。実践課題を提示したニルジェのノーマリゼーション原理は、知的障害者を権利主体として捉えた上で、「自己決定」を実践課題として取り上げており、現在の障害者福祉においても欠くことができない視点をそこに見出すことができる。

また、バンク・ミケルセンとニルジェに共通している視点は、知的障害者をその障害とともに受容することにあるといえる。堀正嗣(1997)は、バンク・ミケルセンの「ノーマリゼーションとは精神遅滞者をその障害とともに(障害があっても)受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供することである。²¹⁾」とニルジェの「ノーマリゼーションの原理を適用することは“精神遅滞者をノーマルにする”ことではない。²²⁾」という言葉を取り上げた上で、彼等が、障害者問題を障害をめぐる問題としてではなく、社会的な問題として捉えているパラダイム転換を指摘している²³⁾。つまり、障害は個人の問題にのみ帰結するものではなく、社会の問題として捉えることが重要であり、社会や人々の認識の変革が必要だといえるのである。その後、ニルジェのノーマリゼーション原理は、スウェーデンの「1968年法」において法制化され、そこでは、第1項に「地域社会における統合」、第5項には「ノーマリゼーションの原理」が述べられ、同法に基づき、ノーマリゼーション原理がスウェーデンの知的障害者の福祉・教育の領域で具現化されることになったのである²⁴⁾。つまり、ここで、ノーマリゼーション原理を実現する方法としての「インテグレーション(統合)」が具体化され、国際的なものとなってくるのである。インテ

グレーションは、まさにノーマリゼーション原理を実践において具現化したものである。

北欧で生まれたノーマリゼーション原理は、1969年に出版された『知的障害に関する大統領委員会報告書』におけるニルジェの論文によって、アメリカへ渡っている²⁵。当時のアメリカは、巨大入所施設での非人間的で悲惨な状況が告発され、ケネディ大統領によって始められた「知的障害と闘う国家的作戦」が展開していたのである²⁶。知的障害者施策の方向転換が図られ、その方法として、巨大施設の解体が進められていたこともあり、ノーマリゼーション原理は知的障害者サービスの新しい原理をわかりやすく説明したものととして歓迎されたといえる²⁷。ニルジェは報告書の中で、アメリカの知的障害者施設を見学した際、それがナチスの強制収容施設を思い起こさせるものであり、心に深い衝撃を受けたことや、ノーマリゼーション原理の利点として、生活条件のノーマリゼーション化によって、知的障害者の社会的自立と社会的統合（ソーシャル・インテグレーション）を可能にできると述べている²⁸。そして、このニルジェの英語論文は1971年にスウェーデン語に訳され、1972年にデンマーク語に翻訳されている²⁹。つまり、ノーマリゼーション原理はアメリカで注目され、再度、北欧に戻ったのである。この際、北欧には、北米型のノーマリゼーション原理の中心となっていた「脱施設化」の思想が逆輸入され、北欧型のノーマリゼーション原理がインテグレーション推進へと動いていく契機となっている。北米型のノーマリゼーションが、北欧型のそれに影響を与え、さらにインテグレーションが推進されたことは特筆すべきことである。

ニルジェは、アメリカにノーマリゼーション原理を紹介したが、実際に広めた中心人物として知られているのがウォルフエンズベルガーである。ウォルフエンズベルガーは、アメリカのネブラスカ州立精神病院の研究者として知的障害者処遇に関わっており、対人サービスへの関心を深めていたのである³⁰。1969年、ウォルフエンズベルガーは、スウェーデンとデンマークを訪問し、北欧では旧来の収容施設が存続し、新規開設も進められているという事実を批判的に受け止めて帰国している³¹。なぜなら、アメリカでは、収容施設での知的障害者に対する処遇が非人道的であるという告発がなされ、脱施設化運動が開始されており、ウォルフエンズベルガーはその運動を強力に唱導する一人だったのである³²。

ここで重要となるのは、北欧型のノーマリゼーション原理は、アメリカから脱施設化の思想が流入する以前は脱施設化を目的としたものではなく、施設における環境の改善やサービスの向上に主眼が置かれていたということである。杉野昭博（1992）は「初期の北欧型ノーマライゼーション、とくにミケルセンの思想の特質を、精神遅滞者をなるべく健常者社会に統合するとともに彼らの利益のために彼らを健常者社会からある程度分離することも容認するという意味で『保護＝福祉主義』として理解できる。³³」と指摘している。当然の帰結ではあるが、脱施設化を唱導するウォルフエンズベルガーは北欧型のノーマリゼーション、つまり、ニルジェのノーマリゼーション原理とは相容れなくなり、違う形に変え、アメリカで推進していったのである³⁴。1972年、ウォ

ルフェンスベルガーはノーマリゼーション原理をアメリカの状況や対人処遇一般に適用できるように「可能なかぎり文化的に通常である個人の行動や特徴を確立したり、維持するために、可能なかぎり文化的に通常である手段を利用すること³⁵⁾」と再定義している。岡崎(2010)は、この定義について「知的障害者との間に横たわる溝を乗り越えるための方法として、逸脱の原因を除去するために、相手の価値を引き上げることで達成しようとする。だから社会からの『見られ方』を重視し、また実現するための手段の『見られ方』も精緻に規定している。³⁶⁾」と指摘している。つまり、ウォルフフェンスベルガーが「逸脱している人」に対して、その社会的なイメージを向上させるために多様な技術を用いることを重視したことから、結果として、彼の理論は対人サービスを重視した技術論と評されていることがわかる。ウォルフフェンスベルガーは、社会的に価値が低いと見なされている人の社会的な役割を向上させることによって、社会からの「見られ方」を変革していこうとしたのである。

清水(1987)はニルジェとウォルフフェンスベルガーの特徴について「ニルジェのノーマリゼーションの強調点は、“環境のノーマリゼーション化”あるいは、“障害者サービスのノーマリゼーション化”であり、ウォルフフェンスベルガーのそれは“個人のノーマリゼーション化”と特徴づけることができる。³⁷⁾」としている。また、中園(1981)は「バンク=ミッケルセンやニルジェが、精神遅滞児・者の生活する環境の条件を、一義的に強調しているのにたいして、ボルフェンスベルガーは、環境条件とともに、『行動とその個人の特性』をノーマライズする必要があるとのべている点に、彼の考え方の特徴が見られる。³⁸⁾」としている。つまり、ニルジェは、人間はノーマルな生活様式を経験することで、個人の人間の発達が促されるため、知的障害者の生活様式と条件を社会の主流に近づけることが重要であると考え、ウォルフフェンスベルガーは、個人が「逸脱している」と見られないようにするために、容姿などを年齢相応にするとともに、居住・教育・医療などの生活機能を分離して地域社会に分散させることを求めたのである³⁹⁾。このように、障害のある個人をありのまま受容しようとするニルジェの理論と障害のある個人が社会から「逸脱している」と見られないようにしようとするウォルフフェンスベルガーのノーマリゼーションに対する捉え方は、当初からズレがあったと指摘することができ、双方のノーマリゼーション原理は乖離していったといえる。

その結果、個人のノーマリゼーションを主張したウォルフフェンスベルガーは、1984年にノーマリゼーション原理の代わりに「社会的役割の有価値化(Social Role Valorization: SRV)」という新造語を使うことを提起するに至っている⁴⁰⁾。ウォルフフェンスベルガーは「社会的役割の有価値化」を「ノーマリゼーションの最も明白で究極的なゴールは、社会的な価値が低いとされがちな人々に対して、価値のある社会的な役割(valued social roles)を付与したり、そうした役割をもち続けさせたりすることではなければならない。ノーマリゼーション理論の構成要素や目標は、事実上、すべて、このゴールに従属するものである。⁴¹⁾」と説明している。このように、ウォ

ルフェンスベルガーが「ノーマリゼーション」という用語を使用しなくなり、ニルジェが提唱したノーマリゼーション原理が、広く世界に流布していったといえる。

また、ニルジェは元来、国際的な活動に熱心であり、そのノーマリゼーション原理は、国連の1971年「知的障害者権利宣言（Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons）」に影響を与えている。同宣言では「入所施設でのケアが必要であっても、入所施設は可能な限りノーマルな生活に近い環境と状態であるべきである。⁴²」と述べられている。続く1975年「障害者権利宣言（Declaration on the Rights of Disabled Persons）」では、「障害者は他の人々と等しく公民権を有する⁴³」ことが宣言されている。この宣言は、1981年「国際障害者年」へつながり、「完全参加と平等」というスローガンが掲げられ、一般の人々も障害者の権利に対する認識を深める契機となっている。このように、国連の宣言にはニルジェのノーマリゼーション原理が取り入れられているのである。

以上のように、ノーマリゼーション原理の歴史的経緯を辿ることによって、その起源はデンマークにおける知的障害者の親の会の活動まで遡ることができ、それは福祉サービスの改善やごくあたり前の生活を国に求めたものであったことが理解できる。親の会という運動体と政策主体の行政官であるバンク・ミッケルセンが協同し、法律を作り上げたことは、歴史的にも極めて画期的な出来事であるといえる。そして、ノーマリゼーション原理が、北欧において法の下での平等に基づいた人権思想として発展し、アメリカに渡り、脱施設化の思想と結びつき、再度、北欧へ戻っていることが明らかとなった。ノーマリゼーション原理は決して難解ではなく、わかりやすい理論であるが故に、良い意味でも悪い意味でも柔軟性をもって世界に受け入れられてきたといえる。しかし、北欧のノーマリゼーションにおける原義、そこに込められた想いを知ることが、本来のノーマリゼーション原理の在り方を理解する上での核になると考える。

2. 日本における「Normalization」

先に述べた通り、日本はアメリカの影響を受け、「Normalization」を「ノーマライゼーション」と発音するアメリカ読みが定着し、公的な文書でも使用されている。日本で初めて「Normalization」という言葉が使われたのは、日本精神薄弱者愛護協会の機関誌である『愛護』において、妹尾正（1974）が「人としてあるべき姿の福祉（normalization⁴⁴）」と記述したものとされており、カタカナで表記されたのは『愛護』の翌月号の「論苑」の中で「ノーマリゼーション」と表記されたのが最初であるとされている⁴⁵。こうして1970年代から、少しずつ「Normalization」が広がっていったのである。

日本において「ノーマライゼーション」の用語が定着するのは、1981年の「国際障害者年」がきっかけであり、一般の人々も障害者の権利に対する認識を深めている。同年の『厚生白書』の序章「国際障害者年に当たって」の第3節「障害者福祉の理念」に「ノーマライゼーションの思

想」という項が設けられている。そこでは「かなり前から、在宅福祉や地域福祉の重要性に対する認識があったが、技術的にも経済的にも、社会一般の意識においてもこれを推進していく上での様々な制約要因があったため、必ずしも十分なものとはならなかったのである。…（中略）…家庭や地域での生活を可能とする前提条件が整ってくるに伴って『ノーマライゼーション』の考え方が、次第に当然のこととして受け入れられるようになってきた面もあろう。⁴⁶」と述べられている。つまり、国としての認識は、「ノーマライゼーション」を単に紹介したレベルであり、在宅福祉や地域福祉と結びつけた記述がなされ、非常に曖昧であることがわかる。

ここで忘れてならないのは、日本政府は1981年に第二次臨時行政調査会（以下、臨調）を発出し、臨調＝行革路線に沿った財政危機の克服に取り組んでおり、在宅福祉が強調されるようになったのも「居住施設による施設型社会福祉よりも在宅福祉サービス中心の社会福祉のほうが安上がりであるという判断に依拠するもの⁴⁷」であったといえる。政府は「ノーマライゼーション」の用語を拡大解釈した上で上手く利用し、社会福祉に対する国家責任と財政負担を軽減させ、政策主体側に都合の良いように国民の自助自立と相互扶助へシフトさせていったのである。つまり「日本型ノーマライゼーション」は、人権思想に基づいた福祉サービスの改善ではなく、本質的には社会保障費の抑制政策がその背景にあったといえる。だからこそ、『厚生白書』においても具体的な条件整備に関する記述はなく、積極的な姿勢は見られないのである。結果として、「ノーマライゼーション」の本来の意味や中身が捻じ曲げられ、政策主体にとって都合の良い部分だけを切り取り、自助自立と相互扶助の主張に利用するために、形骸化した用語のみが先行する形になっていったのである。

一番ヶ瀬康子（1994）は、日本における「ノーマライゼーション」について「国レベルでのノーマライゼーションの認識は、…（中略）…抵抗概念としての性格をぬきにしてのたんなる紹介にすぎない。⁴⁸」としている。さらに、一番ヶ瀬（1994）は「日本の場合、福祉に関する住民の意識が必ずしも十分に高まっているとはいえない。“福祉”とはいったい何か、またそれはすべての人びとにとって必要なものであり、その人権を保障するものであるとの認識が不可欠となる。⁴⁹」とし、「ノーマライゼーション」の具現化において、日本の国民自身が課題を抱えていることを指摘している。同様に、岡崎（2010）は「われわれは、『normalization』とは何かということ、辞典を引用して『これこれである』という説明をすることは容易である。だが言葉の定義ではなく、言葉に込められているその『意味』を改めて問うたとき、われわれは言葉を失わないだろうか。つまり、用い方にまつわるこれらの問題は、最終的には今日のわが国における『normalization』そのものに対する理解度の乱れの顕れとして捉えることができる。⁵⁰」としている。つまり、日本では第一に福祉や人権に対する正しい認識や意識改革が必要であり、そのためにも曖昧な理解のまま、形骸化した用語のみが先行するのではなく、「ノーマライゼーション」の原点や本質を国民に啓発していかなければならないのである。

このことは、図1の内閣府『平成18年度 障害者の社会参加促進等に関する国際比較調査』の「障害に関する言葉の周知」の結果からも明らかである。「ノーマライゼーション」の言葉の周知について、日本は男性16.1%、女性15.5%であり、アメリカやドイツの調査結果の3割程度にしか到達していないのである。

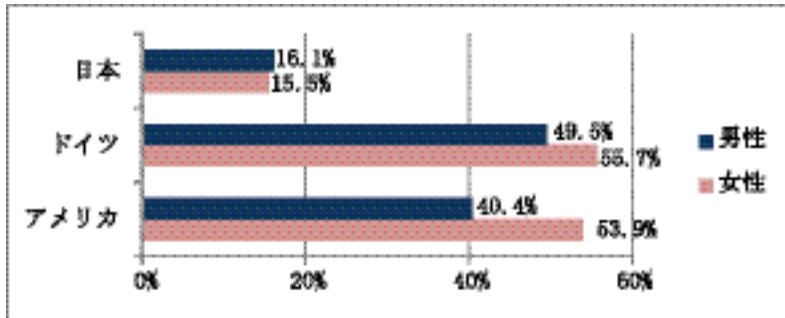


図1 障害に関する言葉の周知（ノーマライゼーション）¹

つまり、この結果は、日本では政府の公式な文書でも「ノーマライゼーション」を頻繁に使用しているにも関わらず、国民の本質的な理解に未だ至っていないことを意味しているのである。このような状態では、国民の間における「ノーマライゼーション」の共通理解は図られず、いつまで経っても障害者はあたり前の生活を実現させることができないのである。まずは、環境などの条件整備はもちろんであるが、国民全体が「ノーマライゼーション」の原点や本質に対して共通理解に達するところから始めなければならないといえる。

3. ノーマライゼーション原理の本質的把握の試み

日本における「ノーマライゼーション」は、言葉の周知という段階で既に足踏みしていることが明らかとなった。さらに、言葉を知っていたとしても、その意味を問われた時に答えられる人がどれ位いるかには疑問が残る。つまり、ノーマライゼーション原理には、曖昧なイメージがつきまとっているのである。そこで、本節ではノーマライゼーション原理の本質を捉える試みをしたいと考える。

一番ヶ瀬（1994）は「ノーマライゼーションは、必ずしも体系的な哲学でないばかりか、その定義も一定ではない。それは、社会福祉の実践あるいは施策の在り方を示すものとして、きわめて柔軟につかわれてきている。また、各国の風土との関連で具現されている状況もさまざまである。ある意味では、そのような柔軟性自体も特徴であろう。⁵²」としている。また、杉野（1992）は、ノーマライゼーションのもつ柔軟性について「こうした定義や用法の柔軟性を受容してしまえば語の意味内容が拡散・形骸化することは避けられない。極論すれば、どのような福祉実践でも『ノーマライゼーション』という看板を名乗ることができる。⁵³」と述べている。つまり、ノーマライゼーション原理はその柔軟性から各国で都合の良い形で発展し、本質的把握は置き去りにされ

るという状況が生じているのである。

先に述べた通り、ノーマリゼーション原理の世界的な発展は、バンク・ミッケルセンの尽力によるところが多大であるといえるが、親の会という運動体と政策主体が協同し、法律を作り上げたことは、歴史的にも極めて画期的な出来事である。このことは、バンク・ミッケルセンの生き方や社会的要因と深い関わりがある。バンク・ミッケルセンは敬虔なキリスト教徒として育ち、第二次世界大戦中、ナチスに対するレジスタンス活動に身を投じ、ナチスによって投獄され、強制収容所に三か月収容されている⁵⁴。その後、社会省に入省し、知的障害者の入所施設の状況が、ナチスの強制収容所と何ら変わらないものであることを目の当たりにしたことで改革の必要性を実感し、親の会と協同していくことになったのである⁵⁵。つまり、バンク・ミッケルセンの実体験が、ノーマリゼーション原理を推進していく鍵となっていたのである。さらに、第二次世界大戦下、デンマークはナチス・ドイツの占領下において、反ユダヤ人政策を拒否したヨーロッパ唯一の国であり、国王から市民に至るまでナチスに対して、非暴力で敢然と抵抗したのである⁵⁶。このことから、バンク・ミッケルセンという人の力と人権思想を受け入れる国が基盤としてあり、だからこそ、ノーマリゼーション原理が発展していったと考えることができる。運動体と政策主体の協同を可能にする土壌があったのである。

しかし一方で、岡田武世（1985）は「親の会の運動がその目標をほぼ実現し得たと言われるのは、デンマークの経済・社会的条件や運動のあり方などのかかわりでありうることであり、その後、政策主体の一員であるバンク・ミッケルセン氏（社会福祉局特殊保護、リハビリテーション課長）がいくつもの論文等でノーマライゼーションの前進を図り、スウェーデンにおいても、グルネヴァルトなどの行政官が、ノーマライゼーションの推進にあたったとされることを考えると、資本主義社会において、運動主体と政策主体とが同じ方向を目指し、目標を共有するということが一体ありうるのかという疑問⁵⁷」を提示している。そして、人権思想だけが、ノーマリゼーション原理を生み出した背景にあるとは考えにくいことを指摘している。当時のデンマークでは、大規模収容施設よりも小規模のユニットを建設し、経営する方が安価であることが証明されており⁵⁸、政策主体にとってもノーマリゼーション原理は経済効果を上げる上で都合が良かったのである。つまり、バンク・ミッケルセンの尽力や第二次世界大戦の経験による人権思想の高まりと同時に、政策主体側にとって、ノーマリゼーション原理は福祉支出を削減する上で歓迎できる要素を持っており、美談だけに留まらない二面性があったことに注意を向ける必要があるといえる。政策主体側にもノーマリゼーション原理を推進するメリットがあり、そのことも一つの要因であったと考えられるのである。

従って、ノーマリゼーション原理を政策主体側の意図である経済効果の意味だけに利用されないためにも、その原点にあるものを理解すること、本質的に把握することは欠くことのできないプロセスであると考えられる。岡崎（2010）は「『normalization』には、知的障害者達のあたりま

えの生活への願いや、人間の生活についての考えや思想が出发点にある⁵⁹」としている。そして、ノーマリゼーションの言葉自体の性格について、一番ヶ瀬（1994）は「第一には、古くからこの言葉が存在していたというよりは、それまでの施設“収容”保護主義に対する親の抵抗から、少しでもわが子にノーマルな生活を保障したいという考えで語られてきたなかで結実されてきた新しい用語であるという点である。その意味において、この言葉は、障害者の福祉に関するいわば草の根の想いから、それまでの在り方に対する抵抗の概念として、第二次大戦後に歴史的に創造されたものであり、さらに具体的な実践や政策の目標また原理として形成されてきた実践的概念であるといえる。第二には、以上のような過程で、用語自体はじめから明確な定義のようなものは、必ずしも存在せずに、精神遅滞者の保護主義、さらにその底流にひそむ“差別”への抵抗としてうまれた抵抗の想いをこめた概念である。⁶⁰」と整理している。つまり、ノーマリゼーション原理の根底には、知的障害者に対する「差別への抵抗」があり、その本質を把握しなければ、本当の理解には至らないのである。

知的障害者を対象として発展したノーマリゼーションの原理の根底に流れるものは、人としての権利を奪われることへの抵抗であり、排除への闘いである。知的障害者の生きる場所が施設であり、障害のない者の生きる場所が地域社会であるのは、不自然な断絶であり、障害のある者も障害のない者も社会の一員として、平等で対等であることが本来の社会である。今日の障害者福祉においては、ごく基本的な視点であるが故に見過ごしがちであるが、ノーマリゼーション原理の本質として、「人としての権利を奪われることへの抵抗」、「排除への闘い」があったことを今一度捉え直すことが必要であると考える。

おわりに

バンク・ミッケルセンが、知的障害者の親の会の想いに共鳴し、「1959年法」にその想いを反映させたことがノーマリゼーションの始まりだったといえる。知的障害者を対象として発展したノーマリゼーション原理の根底に流れるものは、人としての権利を奪われることへの抵抗であり、排除への闘いである。また、政策主体と運動体が協同し、法律を作り上げたことが画期的であると同時に特徴的であり、人権思想の高揚とともに、経済効果が期待できるという政策主体側にもメリットがあったからこそ、可能になったことであるといえる。そのような側面があったにせよ、そこから知的障害者の権利が保障されたことを考えると、法律の制定などバンク・ミッケルセンの知的障害者の権利保障に果たした役割は非常に大きく、ノーマリゼーション原理の原点を見ることができる。そして、知的障害者のライフサイクルにおける各発達段階に「ノーマル」が実践されるように、具体的な実践案を提示したニルジェの功績、結果的にノーマリゼーション原理から離れることにはなったが、アメリカでの浸透に多大な影響を与えたウォルフエンズベルガーの功績は、それぞれを体系的に理解することで、方法論は異なるが、知的障害者の権利を保障する

という強い意志に基づいたものであったことがわかる。

ごくあたり前なことを説いた原理であるが故に、多様な受け取り方が可能であり、ノーマリゼーション原理は世界にも広がっている。現在の障害者福祉および障害児教育の理論の潮流は、知的障害者を対象としたノーマリゼーションから、全ての人々を社会へ包摂していくインクルージョンへと対象を拡大して進展している。バンク・ミッケルセンがそうであったように、運動体と政策主体が共に、全ての人々を包摂するインクルーシブな社会の実現に向けて協同し、意識改革を進めていくことが最も必要なことである。そのためにも、ノーマリゼーション原理を政策主体の側にとって都合の良い部分のみ切り取って利用するのではなく、その淵源と本質を把握し、理解した上で、国民への啓発を図り、知的障害者などの権利主体が利用できる形を整備し、実践に移さなければならないのである。

障害は個人の問題にのみ帰結するものではなく、社会の問題として捉えることが重要であり、社会や人々の認識の変革が必要である。今後は、ノーマリゼーションやインクルージョンを文字通りの理論としてのみ理解するに留まらず、社会全体として意識改革を図るためにも国民への啓発を促進し、いかに実践に移していくかに全てがかかっていると見える。

なお、本論文で言及できなかったノーマリゼーション原理の実践概念であるインテグレーションの歴史的展開を今後の研究課題として、さらに検討を重ねたいと考える。

註

1. インクルージョンとは「包摂」を意味する。近年の障害者福祉政策、障害児教育政策の中心的な理念となっており、障害者や移民など全ての人々を社会や教育の中に包摂することを意図している。
2. 河東田博は、エリクソン (Ericsson, K.) の論文を取り上げ、1946年のスウェーデン社会庁報告書の中でノーマリゼーション原理が取り上げられていたとする新説を発表しているが、本論文では十分に検討できなかったため、稿を改めて論じたいと考える。(河東田博 (2005)「新説1946年ノーマライゼーションの原理」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』7、p.14参照)
3. インテグレーションとは、ノーマリゼーションの実践概念であり、「統合」を意味する。特に、障害児教育政策において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ「統合教育」の意味で使われることが多い。
4. 本論文では、読み方をバンク・ミッケルセン、ニルジェで統一する。引用については、原文のままとする。
5. 本論文では、読み方をウォルフエンズベルガーで統一する。引用については、原文のままとする。
6. ノーマリゼーション原理に関する先行研究は、1978年に中園康夫がバンク・ミッケルセンの論文を翻訳して紹介したのをはじめ、1981年の「国際障害者年」から1990年代初めにかけて増加し、その後減少している。その背景には、「インクルージョン」という新たな理論の研究ヘシフトしたことなどが考えられる。
7. 岡崎幸友 (2010)「『ノーマリゼーション』の今日的意味と役割」『吉備国際大学研究紀要 (社会福祉学部)』20、p.11参照
8. ・中園康夫 (1981)「『ノーマリゼーションの原理』の起源とその発展について - 特に初期の理念形成を中心として - 」『社会福祉学』22 (2)、日本社会福祉学会、p.104参照
・清水貞夫 (1987)「ノーマリゼーション概念の展開 - ウォルフエンズベルガーの論考を中心として - 」『宮城教育大学紀要 第2分冊 自然科学・教育科学』22、p.135参照

- 9 . 岡崎幸友 (2010) 前掲書、p.13
- 10 . N.E. バンク - ミッケルセン (中園康夫 訳)(1978)「(翻訳)ノーマリゼーション (normalization) の原理」『四国学院大学論集』42、p.159
- 11 . 花村春樹 (1998)『「ノーマリゼーション父」N.E. バンク - ミケルセン』ミネルヴァ書房、p.82参照
- 12 . Nirje, B. (1969) The Normalization Principle and Its Human Management Implications. In Kugel, R.B. and Wolfensberger, W. (eds.) Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded. Washington D.C. : President's Committee on Mental Retardation. p.181
"to let the mentally retarded obtain an existence as close to the normal as possible."
- 13 . 中園康夫 (1981) 前掲書、p.p.91-92
- 14 . 中園康夫 (1981) 前掲書、p.91参照
- 15 . 中園康夫 (1981) 前掲書、p.92・p.95参照
- 16 . 中園康夫 (1981) 前掲書、p.95参照
- 17 . Nirje, B. (1969) op. cit., p.181
"the normalization principle means making available to the mentally retarded patterns and conditions of everyday life which are as close as possible to the norms and patterns of the mainstream of society."
- 18 . 清水貞夫 (2010)『インクルーシブな社会をめざして - ノーマリゼーション・インクルージョン・障害者権利条約 - 』クリエイツかもがわ、p.26参照
- 19 . ・ Nirje, B. (1969) op. cit., p.p.182-185
・ 清水貞夫 (2010) 前掲書、p.26参照
- 20 . 中園康夫 (1981) 前掲書、p.97
- 21 . 堀正嗣 (1997)『新装版 障害児教育のパラダイム転換 - 統合教育への理論研究 - 』明石書店、p.88
- 22 . 堀正嗣 (1997) 前掲書、p.88
- 23 . 堀正嗣 (1997) 前掲書、p.88参照
- 24 . 中園康夫 (1981) 前掲書、p.98参照
- 25 . 清水貞夫 (2010) 前掲書、p.23参照
- 26 . 岡崎幸友 (2010) 前掲書、p.12参照
- 27 . 清水貞夫 (2010) 前掲書、p.27参照
- 28 . 清水貞夫 (2010) 前掲書、p.p.23-25参照
- 29 . 清水貞夫 (2010) 前掲書、p.27参照
- 30 . 清水貞夫 (1987) 前掲書、p.137参照
- 31 . 清水貞夫 (1987) 前掲書、p.137参照
- 32 . 清水貞夫 (1987) 前掲書、p.137参照
- 33 . 杉野昭博 (1992)『「ノーマライゼーション」の初期概念とその変容』『社会福祉学』33(2)、日本社会福祉学会、p.192
- 34 . 清水貞夫 (1987) 前掲書、p.137参照
- 35 . Wolfensberger, W. (1972) The Principle of Normalization in Human Services, National Institute on Mental Retardation, p.28
"Utilization of means which are as culturally normative as possible, in order to establish and/or maintain personal behaviors and characteristics which are as culturally normative as possible."
- 36 . 岡崎幸友 (2010) 前掲書、p.12
- 37 . 清水貞夫 (1987) 前掲書、p.139
- 38 . 中園康夫 (1981) 前掲書、p.p.100-101
- 39 . 清水貞夫 (2010) 前掲書、p.70参照
- 40 . 清水貞夫 (1987) 前掲書、p.145参照
- 41 . 清水貞夫 (1987) 前掲書、p.p.146-147
- 42 . United Nations (1971) Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons.
(<http://www.un.org/>)

"If care in an institution becomes necessary, it should be provided in surroundings and other circumstances as close as possible to those of normal life."

43. United Nations (1975) Declaration on the Rights of Disabled Persons. (<http://www.un.org/>)
"Disabled persons have the same civil and political rights as other human beings."
44. 妹尾正 (1974) 「(論苑) 重度化と労働問題」『愛護』194、日本精神薄弱者愛護協会、p.4
45. 岡崎幸友 (2010) 前掲書、p.11参照
46. 厚生省 (1981) 『厚生白書 昭和56年版』(<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/>)
47. 古川孝順 (1998) 『社会福祉基礎構造改革 その課題と展望』誠信書房、p.39
48. 一番ヶ瀬康子 (1994) 『一番ヶ瀬康子 社会福祉著作集 第三巻 生涯福祉・ノーマライゼーション』労働旬報社、p.21
49. 一番ヶ瀬康子 (1994) 前掲書、p.25
50. 岡崎幸友 (2010) 前掲書、p.10
51. 内閣府 (2006) 『平成18年度 障害者の社会参加促進等に関する国際比較調査』(<http://www8.cao.go.jp/>)
データは20代から60代の日本人 (男性565名、女性528名)、同じくドイツ人 (男性495名、女性506名)、同じくアメリカ人 (男性498名、女性503名) に調査したものである。
52. 一番ヶ瀬康子 (1994) 前掲書、p.15
53. 杉野昭博 (1992) 前掲書、p.188
54. 花村春樹 (1998) 前掲書、pp.52-75参照
55. 花村春樹 (1998) 前掲書、pp.186-187参照
56. 野村武夫 (2004) 『ノーマライゼーションが生まれた国・デンマーク』ミネルヴァ書房、p.220参照
57. 岡田武世 (1985) 「社会科学的障害者福祉論とノーマライゼーションの『思想』」『社会福祉学』26(1)、日本社会福祉学会、p.2
58. 岡田武世 (1985) 前掲書、p.14参照
59. 岡崎幸友 (2010) 前掲書、p.11
60. 一番ヶ瀬康子 (1994) 前掲書、p.p.13-14

(研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する。2013年4月19日付)

